

委 託 業 務 仕 様 書

1. 委 託 名 令和8年度バリアフリー子ども水泳教室運営業務委託
2. 委 託 期 間 (自) 契約締結日
(至) 令和9年(2027年) 3月31日
3. 業 務 概 要 令和8年度「バリアフリー子ども水泳教室 (各クール)」の運営実施
4. 履 行 場 所 箕面市 地内
5. 一 般 事 項
 - (1) 受託者の費用負担と責任
受託者は、本仕様書に定める一切の業務について、受託者の費用負担と責任により実施しなければならない。また、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の履行に際し付随して生じる処理については、受託者の費用負担と責任において実施しなければならない。
 - (2) 疑義
契約書及び本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者受託者双方の協議により定めるものとする。
 - (3) その他
 - ・受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するとともに事故等が発生しないよう予防措置を講じること。
 - ・業務の実施状況及び実施結果について、適宜委託者に報告すること。
6. 業務委託内容
 - (1) 教室の実施 (3クール実施)
 - ・教室の実施
原則1回60分×5回を1クールとし、3クールの実施、教室参加者の定員は、1クールにつき20人とする。
受託者の提案により、年度内の総定員数(60人)を変更しない範囲で、クール数および1クールあたりの定員を調整することを妨げない。この場合、受託者は変更後の実施計画書を事前に提出し、委託者の確認を受けること。
 - ・指導者の配置 (参加者3.5人につき1名を基準とし、参加者の心身の状況を踏まえ事故防止のために加配が必要と判断されるときは、必要な人員を加配すること。また、指導者のうち、公益財団法人日本パラスポーツ協会認定資格 パラスポーツ指導員 初級～上級の有資格者を1名以上配置すること)

- ・開催会場の確保、会場の設営及び撤収
- ・欠席連絡の受付、出欠状況の把握、出欠記録の提出
- ・参加者への貸し出し物品等の準備、物品貸し出し（キャップ・タオルのみ）
- ・教室実施内容の記録、実施結果報告書の提出
- ・事故発生時の緊急対応、応急処置、関係各所への連絡、事故報告書の提出
- ・教室実施に関する委託者との協議及び連絡調整
- ・バリアフリー子ども水泳教室の参加者募集、申込みの受付
- ・受付場所：教室開催施設
- ・受付日時：参加申込み受付期間中（1クール毎に各2週間程度）の営業時間内
- ・申込受付：WEBフォーム、窓口、郵送等による申込書の受理。
- ・定員管理：先着順または抽選による参加者の確定、キャンセル待ちの管理。
- ・通知送付：受講可否通知（当選・落選通知）および受講案内（持参物・注意事項等）の送付。
- ・問い合わせ対応：申込希望者からの電話、メール等による質問への回答。
- ・受付済み参加申込書の整理及び提出

（2）参加料

- ・本事業の参加料は、1コース(全5回)あたり、3,000円(消費税を含む)とする。
- ・参加料には、施設利用料、指導料、および教材費を含むものとする。

（3）教室の参加者募集、申込み受付に関すること

- ・募集要項の作成並びにちらしの作成

募集要項の作成並びにちらしの作成は、受託者が下記のとおり実施すること。

1. 募集要項の原案を作成し、委託者と内容を調整すること。
2. 修正等の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

（4）事故の報告

- ・受託者は本業務遂行にあたり事故が発生したときは、直ちに委託者に対して電話、メール等によりその旨を報告しなければならない。
- ・速報後、受託者は以下の項目を記載した書面を（電子メール含む）を提出し、委託者に詳細報告しなければならない。
 - 事故発生の日時および場所
 - 事故の原因および内容
 - 被害の状況（人的・物的・個人情報の漏洩等）
 - 救急処置の内容および現在の状況
 - 今後の再発防止策
- ・受託者は事故の収束および被害の拡大防止のため、委託者の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

- ・受託者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合、当該事故対応および損害賠償に要する費用は受託者の負担とする。
- ・受託者は、本業務開始前に、夜間・休日を含めた緊急連絡体制（連絡網）を委託者に提出するものとする。

(5) 更衣環境の整備と配慮

- ・受託者は、介助を必要とする対象者が更衣を行う際、車椅子での回転や介助者の付き添いが可能な十分な広さを有する専用の更衣スペースを確保しなければならない。
- ・更衣スペースは、外部から視線を遮断できるよう、パーティション、カーテン、または個室等の措置を講じ、対象者の尊厳を傷つけないよう配慮しなければならない。
- ・更衣スペース内には、転倒防止のための手すりの設置、適切な室温管理（ヒートショック対策）、および滑りにくい床材の選定等、対象者の身体的負担と安全に配慮した環境を整えるものとする。
- ・必要に応じて、更衣を補助するための椅子、荷物置き、および緊急連絡用の呼出ベル等を設置するよう努めるものとする。
- ・更衣中における事故についても、事故報告の定めに従い、速やかに報告を行うこと」

(6) 保護者の付き添いの取り扱い

- ・教室の指導および安全管理等の運營業務一式は、原則として受託者の責任において実施するものとする。
- ・受託者は、受講生の人数や泳力レベルに応じ、安全を確保するために適切な人数の指導員を配置しなければならない。
- ・本教室は、専門スタッフによる指導体制を構築し、原則として保護者の付き添いを必要としない運営形態を目指すものとするが、参加者の状況（障がい、発育状況等）により真にやむを得ず、受託者側が安全確保の観点から付き添いや介助が必要と判断し、かつ保護者の同意が得られた場合、受託者はその実施方法、安全管理上の責任区分について、保護者と直接協議の上、更衣補助、移動補助、付き添い入水について決定すること。
- ・協議にあたっては、「他の参加者の安全および指導への影響」「付き添いによる効果」を総合的に勘案し、合意事項や運用ルールについて同意書等により書面化のうえ、委託者へ事後報告すること。

7. 教室の中止・延期時の取扱い

- (1) 台風等の天候不順等に備え、1回分の予備実施日を設定すること。
- (2) やむを得ない事由により受託者が教室を中止又は延期しようとするときは、委託者の承認を得たうえで中止又は延期の決定を行うこと。また、教室の中止又は延期の際は、参加者へホームページで案内を行うこと。

- (3) 受託者が教室中止した場合、中止部分にかかる委託料支払額を減額する。
減額する額は、受託者の見積書を参酌し算定する。
- (4) 教室の中止が委託者からの要請による場合、又は委託者の責めに帰すべき事由により教室を中止したときは、前項の規定にかかわらず委託者受託者双方の協議により委託料支払額を決定する。

8. 提出図書

成果品にかえて、下記の教室実施結果報告書を提出するものとする。

- (1) 従事者名簿（日本スイミングクラブ協会有資格コーチを基準に応じた人数
従事させること。また、うち1名以上は障がい者スポーツ指導員であるこ
と。）
- (2) 教室実施結果報告書
- (3) 提出期限は、(1)、(2)については各クールの教室最終回から2週間以
内（但し、教室最終回から2週間後が令和9年3月31日を超えるときは、
令和9年3月31日とする。）。

9. 業務にかかる協議、調整先部署名 人権文化部 スポーツ振興課